

第5期障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画(素案)パブリックコメントに寄せられた意見と市の対応方針

募集期間 平成30年1月15日(月)から平成30年2月7日(水)までの25日間
 意見提出者 2名(4件)

項目	意見等	市の考え方
1 第4章1(1)障がいのある人に対する市民の理解促進	<p>・ 障害というものを理解するには、健常者が理解できる形で障害を持っていることで生活を営む際にどのような不都合が生じるのかを「体験を通して学ぶこと」が必要ではないでしょうか。</p> <p>・ 本計画には基本目標1の障害の理解の推進がありますが、そのやり方が素案の48ページにあるように、単に広報・各種イベントの開催・講演会・研修会の実施だけに限られているのであれば、それらは関心のある方にしか情報が届かず、南相馬市が一体として障害者福祉に取り組むための施策としては不十分だと言えるでしょう。</p> <p>・ 南相馬市には熱心な手話サークルとして「耳通口」(みみずく)があります。そうした手話サークルを各小学校や生涯学習センター等へ派遣し、ゲームや遊びを通して耳が聞こえないという障害がどのようなものであるのかを理解する授業に取り組んでいただきたいと願います。</p>	<p>「第4章3(1)障がいのある子どもへの支援の充実」の「障がいのある子どもの理解と周知」の中で、福祉教育の推進に取り組んでいくことを位置付けており、市内の小中学校でも様々な福祉教育を実施しております。今後も、更なる福祉教育の充実のため、体験を通じた授業のあり方も含め、児童・生徒の障がいの理解を促進するための検討を進めてまいります。</p> <p>また、「第4章1(1)障がいのある人に対する市民の理解促進」の「啓発活動の実施」の中にも、福祉教育について追加いたしました。このほか、いただいたご意見につきましては、今後の事業展開を検討する上での参考とさせていただきます。</p>
2 第4章2(3)日常生活を支えるサービスの充実	<p>障がい者に関する支援の手法は進んでいるので、視覚障害者の意思疎通支援には、携帯電話・スマートフォン・タブレット・パソコンなどのICT機器等を取り入れてほしい。</p>	<p>今後の事業展開を検討する上での参考とさせていただきます。</p>

項目	意見等	市の考え方
<p>3</p> <p>第4章6(3)スポーツ・レクリエーション・文化活動の充実</p>	<p>文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次基本方針)(平成27年5月22日閣議決定)で文化庁が示している、高齢者や障害者等の文化芸術活動の充実についての視点も忘れないでほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の優れた芸術活動や芸術作品の実態把握や展示等の推進による障がい者の芸術活動の振興 ・文化芸術活動施設のバリアフリー化,字幕や音声案内サービス,利用料や入館料の軽減など、対象者のニーズに応じた様々な工夫や配慮等の促進 ・障がい者の文化芸術活支援団体等の取組み促進 	<p>「第4章6(3)スポーツ・レクリエーション・文化活動の充実」の「生涯学習・芸術文化参加の支援」の中で、障がいのある方の芸術活動へ支援することを位置付けており、本計画の表紙には、障がいのある方が作成した絵画等を掲載する予定であります。今後も、ご意見を踏まえ、関係課と協議しながら、障がいのある方への文化芸術活動を推進する取り組みを行ってまいります。</p>
<p>4</p>	<p>相馬野馬追について、高山市の福祉と観光を融合させたまちづくりを参考にしてほしい。</p>	<p>今後の事業展開を検討する上での参考とさせていただきます。</p>